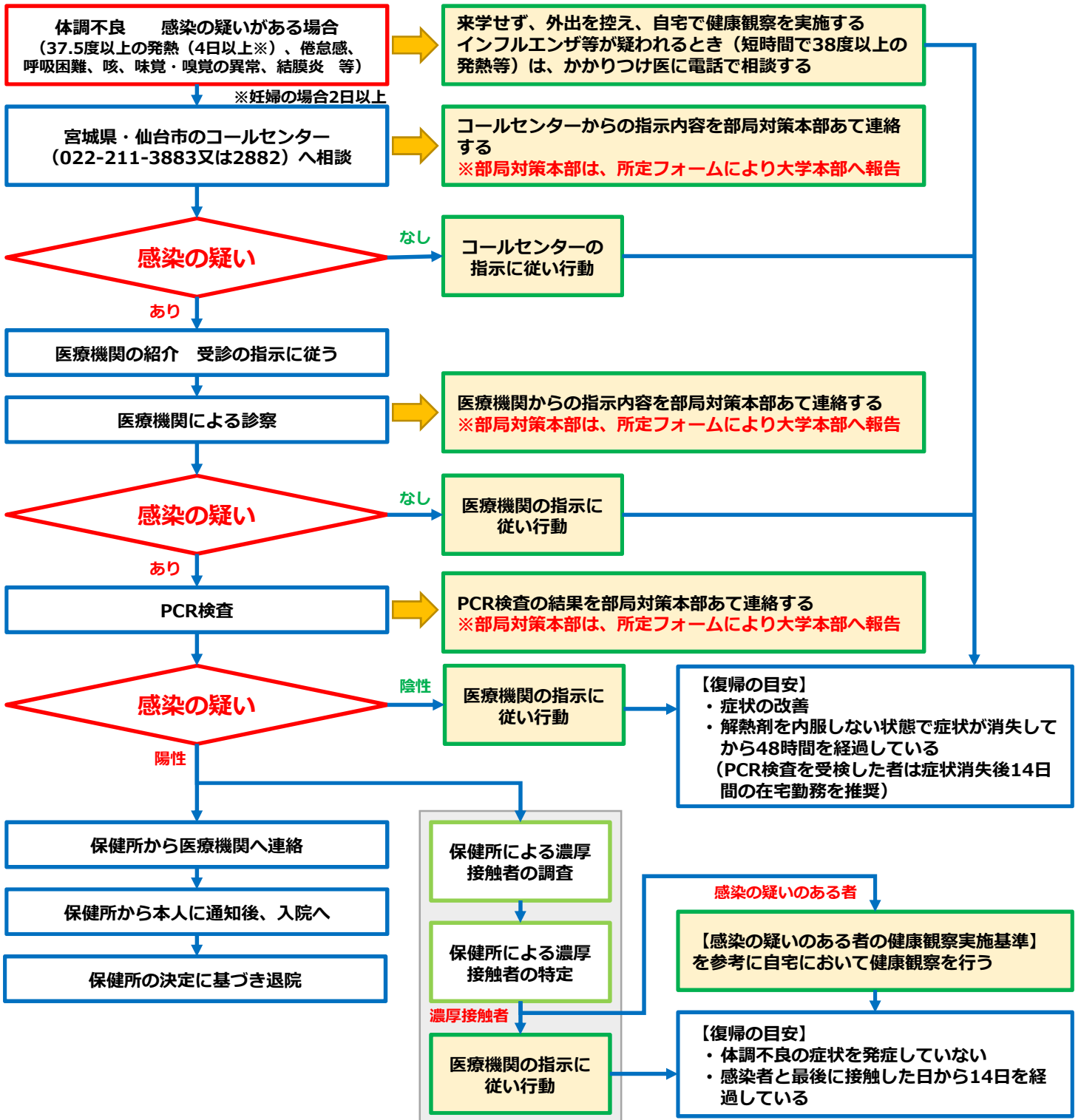


新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図



【感染の疑いのある者の健康観察実施基準】

以下に示す状況に該当する場合は、自宅で健康観察を実施すること

- ・感染者と濃厚接触が疑われる場合
- ・感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在した日に15分以上滞在している場合（密閉された空間なら、15分未満でも不可）
- ・感染者が発生した建物に、感染者が滞在した日に15分未満滞在しており共有物品を利用している場合
- ・感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在していた日以降に、15分未満滞在しており共有物品を利用している場合

【定義】

濃厚接触：必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で15分以上接触があった場合

共有物品：PC、テーブル、ソファー、ポット、冷蔵庫、リモコン 等

各局対策本部は、体調不良者等から連絡があった内容を安全衛生管理係へ「[新型コロナウイルス感染症報告フォーム](#)」で報告する

【フロー図に関する連絡先】

人事企画部人事労務課 安全衛生管理係

anzen@grp.tohoku.ac.jp